第四条第一項第一号ロ中「第一条の二第一号」を「第一条の二第一項第一号」に改め、同条第二項第二号の表中「はく離」を「剥離」に改める。

第八条第五号及び第二十一条第五号中「障害防止」を「放射線障害の防止」に改める。

別表第二の一のハ中「平成十二年十月二十三日科学技術庁告示第五号」を「平成十二年科学技術庁告示第五号」に改める。

別表第六中「すべて」を「全て」に改める。

（核燃料物質の加工の事業に関する規則第七条の六等の規定に基づく核燃料物質等の工場又は事業所内の運搬に関する措置等に係る技術的細目等を定める告示の一部改正）

第四条　核燃料物質の加工の事業に関する規則第七条の六等の規定に基づく核燃料物質等の工場又は事業所内の運搬に関する措置等に係る技術的細目等を定める告示（平成十二年科学技術庁告示第二十一号）の一部を次のように改正する。

第一条中「平成十二年総理府令第百二十二号」を削り、「第一種廃棄物埋設の事業に関する規則（の下に「平成二十年経済産業省令第二十三号」を加える。

第二条の見出し中「よつて」を「よって」に改め、同条第一項中「第二条第一号」を「第三条第一号」に改める。

（実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則の規定に基づく安全上重要な機器等を定める告示の一部改正）

第五条　実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則の規定に基づく安全上重要な機器等を定める告示（平成十五年経済産業省告示第三百二十七号）の一部を次のように改正する。

本則の表第一号（九）中「遮くい」を「遮蔽」に改め、同号（九）13中「生体遮くい装置」を「生体遮蔽装置」に、「遮くい壁」を「遮蔽壁」に改め、同号（十）５中「生体遮くい装置」を「生体遮蔽装置」に、「中央制御室遮くい」を「中央制御室遮蔽」に改め、同号（十二）４中「減速材流入防止堰」を「減速材流入防止堰（せき）」に改め、同号（十六）２中「遮くい」を「遮蔽」に改め、同号（九）中「遮くい」を「遮蔽」に改め、同号（九）５中「遮くい設備」を「遮蔽設備」に、「生体遮くい装置」を「生体遮蔽装置」に、「外部遮くい壁」を「外部遮蔽壁」に改め、同号（九）６⑵中「外部遮くい」を「外部遮蔽」に改め、同号（九）15中「生体遮くい装置」を「生体遮蔽装置」に、「外部遮くい」を「外部遮蔽」に改め、同号（十）６中「生体遮くい装置」を「生体遮蔽装置」に、「中央制御室遮くい」を「中央制御室遮蔽」に改め、同号（十二）２中「減速材流入防止堰」を「減速材流入防止堰（せき）」に改める。

（変更の許可を要しない軽微な変更を定める告示の一部改正）

第六条　変更の許可を要しない軽微な変更を定める告示（平成十七年文部科学省告示第八十一号）の一部を次のように改正する。

第一条第三号中「さく」を「柵」に改める。

（原子力災害対策指針の一部改正）

第七条　原子力災害対策指針（平成二十九年原子力規制委員会告示第十号）の一部を次のように改正する。

第１の⑵①(ⅱ)(ロ)中「遮くい効果」を「遮蔽効果」に改める。

第２の１の警戒事態を判断するＥＡＬの⑩及び施設敷地緊急事態を判断するＥＡＬの⑩、２の警戒事態を判断するＥＡＬ⑨及び施設敷地緊急事態を判断するＥＡＬの⑨、３の警戒事態を判断するＥＡＬの⑤及び施設敷地緊急事態を判断するＥＡＬの⑨、７の警戒事態を判断するＥＡＬ⑤及び施設敷地緊急事態を判断するＥＡＬの⑥並びに８の警戒事態を判断するＥＡＬの⑥及び施設敷地緊急事態を判断するＥＡＬの④中「溢水」を「溢（いつ）水」に改める。

第３の⑸②中「遮くいする」を「遮蔽する」に、「遮くい効果」を「遮蔽効果」に改め、第３の⑹中「遮くい性能」を「遮蔽性能」に、「遮くい対策」を「遮蔽対策」に改める。

附　則

この告示は、公布の日から施行する。

公　告

諸　事　項

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２９年（フ）第４４８号

静岡県沼津市上香貫長洞2440番地
債務者　丸山　泰広
1　決定年月日時　平成30年５月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　阿久根展大
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年７月20日午後４時
5　免責意見申述期間　平成30年７月19日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成３０年（フ）第１０６号

福岡県久留米市荒木町荒木558番地11
債務者　石川　　昇
1　決定年月日時　平成30年５月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　木下宗一郎
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年８月２日午前10時45分
5　免責意見申述期間　平成30年７月19日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成３０年（フ）第１２９号

新潟市北区松浜新町29番６号
債務者　渡邊　由香
1　決定年月日時　平成30年５月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　酒井　　龍
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年８月７日午後３時
5　免責意見申述期間　平成30年７月20日まで
新潟地方裁判所民事部

平成３０年（フ）第２４３号

広島市中区十日市町２丁目３番14―802号
ＹＹビル十日市
債務者　濵井　重直
1　決定年月日時　平成30年５月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山手　貴文
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年８月24日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成30年７月24日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第１４号

広島県三次市作木町香淀10793番地２
債務者　滝野　清香
1　決定年月日時　平成30年５月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中田　大介
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年８月10日午前10時
5　免責意見申述期間　平成30年７月24日まで
広島地方裁判所三次支部

平成３０年（フ）第５１８号

福岡県糟屋郡篠栗町大字田中100番地１ル・ココンＢ202号、前住所福岡県糟屋郡篠栗町大字和田910番地184　メゾンド菜の花101号
債務者　今泉　幸希（旧姓三好）
1　決定年月日時　平成30年５月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　池田耕一郎
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年８月７日午前11時
5　免責意見申述期間　平成30年７月24日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第１１５０号

大阪府池田市石橋４丁目12―13　ウィンディノース102号室、申立時の住所京都市右京区梅津石灘町41―１　レオパレスイシナダ106
債務者　大上　誠二
1　決定年月日時　平成30年５月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　坂口　俊幸
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年８月８日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成30年７月25日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係